

令和元年 第4回定例会

いっぱんしつもん

12月17日に、6名の議員から町行政に対する一般質問がありましたので、要旨をお知らせします。



住民の声を町行政に

幼児教育・保育の無償化

本町の10月以降の助成措置はどのようなになっているのか。



広田 毅 議員

広田議員 昨年、平成30年第1回及び第2回の定例会一般質問で、本町の少子化対策、移住・定住対策と連動させた認定こども園妹背牛保育所の保育料の無償化について提案・提起をしたが、国による幼児無償化がスタートした現在、本町における現状とその課題について伺う。①無償化対象児童数と対象外となった児童数は。②幼児無償化によって生ずる課題は。③なぜ本年4月から9月分までの保育料減額に当たって3歳児未満について助成措置がされなかったのか。また、国による幼児無償化がスタートした現在

健康福祉課長

①3歳以上の無償化対象児童数は現在35名、3歳未満児は13名で、多子世帯や町独自の軽減による9名が無償化、4名が無償化対象外である。②今回の無償化で恩恵を受けるのは、ある程度の所得のある世帯で、無償化となった保育料分を教育や習い事に充てられるが、国が全世代型社会保障としてどの世帯も等しく教育を受けられるとする点には、この現実を考えると疑問に思う。逆に教育格差が拡大するとも言われているし、都市部では保育士不足も懸念されている。

町長 ③国が10月から施行した保育料無償化後の対応はしていない。それは、国が本町に施行するのを見極めてい

たためで、来年4月1日から3歳未満児の保育料無償化

に踏み切ろうと考えている。

防犯カメラの設置と必要性

広田議員 本町における防犯、とりわけ防犯カメラの設置の必要の可否について伺う。①本町における防犯カメラの設置状況は。②自治体が公共空間と言われる部分、公園や公道に当たるが、それに限定した防犯カメラの設置の考えはあるのか。③町内会の防犯カメラ設置の推進と導入に当たり、補助制度の創出の考えはあるのか。



総務課長 ①本町では、店舗、施設関係で6件の設置が確認できた。しかし、そのほとんどが店内向けや玄関先という状況で、屋外設置は2件、その他個人設置もあるよ

うだが、個人情報等の関係上、確認は困難である。②温泉では過去に犯罪事案があったことから、駐車場に向けて防犯カメラを設置しているが、公園等には設置していない。これら設置については、第9次総合振興計画の中で検討したい。③浦河町では、道路に向けた設置に限定して、一律上限2万円の助成をしている。また、札幌市等々で設置している防犯カメラは、1カ月、約30日間記録した中、自動消滅し、再度録画するのがほとんどである。本町においては、どこに・どのくらいの規模で・どの町内に設置するかを、今後に向けた防犯組織確立等々を含めた中で検討したい。

小中学校の図書



田中 春夫 議員

田中議員 図書は子供たちの想像力と語彙力を高めるものであり、語彙力とは言葉、単語をどれだけ知っているかの力である。聞きなれない言葉で、最近ではツイッターやSNSで何かの文章の後に語彙力をつけるネット用語が造語的言葉も生まれている。文科省の標準によると小学校では7, 430冊、中学校で6, 080冊と言われている。①現在、妹背牛の小中学校でそれぞれ何冊あるのか。標準に達しているのか。達していないければ、どう改善していくのか。②学校司書教諭と言われる学校司書は、学校図書館法第5条1項で12学級以上の学校には必ず置かなければならない、11学級以下の学校については当分の間設置を猶予す

るとなっているが、どのようになっているか。また、学校司書の位置づけは、学校図書館の専門的業務を掌るとされているが、小中学校で配置されているのか。さらに、子供たちにどのように図書に親しんでもらうか、学校でどのような取り組みをしているか何う。



共同墓地と既存墓地

田中議員 今は少子化の時代で、子供たちは妹背牛から離れており、盆に帰省し実家に寄り、墓参りを済ませて帰るといふケースが多い。家族の話の中で、墓じまい、仏壇じまい、寺じまいということをよく聞く。骨を寺に預けて永代供養とする。家族がいなければ、無縁仏として預ける。そうしなければと話になるが、①誰でもが入ることので

教育課長 ①本年3月末現在の蔵書数は小学校7, 323冊、中学校4, 788冊で、共に特別支援学級を加えた標準を満たしていない。図書購入費20万円を毎年予算措置しているが、増額等を検討しながら、適切な図書購入について指導していきたい。②学校司書教諭の資格を持つ教員が小学校に4名、中学校に1名おり、小中学校でそれぞれ1名の学校司書を配置している。また、小中学校ともに朝の読書活動時間を設け、読書に親しむ時間を設けている。

きる共同墓地、共同型墓地を、妹背牛町でつくることのできないのか。②妹背牛町に3カ所あるそれぞれの墓地の空き区画数は。その中で妹背牛墓地の墓じまいした跡地の使用計画と、空き区画や使用について町民にどのように周知するのか何う。

住民課長 ①近年の社会情勢の変化に伴い複数の遺骨をまとめて収骨できる合同墓を設置する自治体もあるが、本町では住民等からそのような要望はないため現時点では共同墓地の設置は考えていない。②小藤墓地は新規に使用の受



佐々木 和夫 議員

スマートフォン利用時の危険性教育

付は行っておらず、大鳳墓地は29区画、妹背牛墓地は未測量部分で28区画、測量済が75区画の計算上103ヶ所が空き区画となっている。また、空き区画の有無や使用については、墓地という性質上、特に周知は行っていない。

匿名性や秘匿性が高く、リスクが顕在化しにくく、わかりづらい。学校や家庭、地域、そして運営業者も含めた社会全体で被害の防止に取り組んでいかなければならない。本町においても、この件に対して看過できない案件ではないか。本町における子供へのスマートフォン危険性教育について何う。

佐々木議員 全国的にSMSいわゆる会員制の交流サイトであるが、これを通じて見知らぬ人と知り合い、事件に巻き込まれる子供たちがふえている。このような事件の背景には、子供たちが親子関係、友達関係などを簡単にSNSに投稿するということが実際に起きている。その中には、寂しい、家出をしたいなどというものが数多く見られる。SNSは、大変便利な反面、

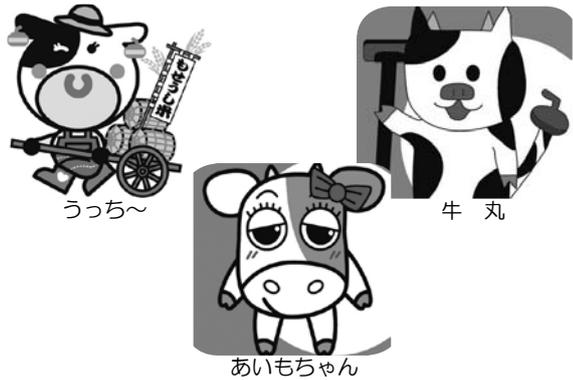


今後のキャラクター活用は

教育課長 子供に対し学校で一番ネックなのが、動画やスマホ等を使ったゲームの時間が長いことで、動画視聴の制限をしている状況にある。また、SNSを使って他人の誹謗中傷は行わない、個人名が特定できる情報のアップはしないことなどの教育をしている。中学校では特にラインに勤務する職員を講師に、生徒全体にラインの持つ危険性や使用上の注意点等の指導をしている。過去に友達の顔や個人名をアップしたということで、重大事案に結びつく可能性が非常に大きいため、児童生徒へは保護者も入れて指導している。また、今回の事件を受けて妹背牛駐在所から小中学校へ出向き、注意喚起を呼びかけている。



企画振興課長 ①4体の牛のキャラクターの管理部門等に承諾を得て町が一括管理するため、11月に町キャラクター使用取扱要綱を制定、簡単な申請で町民がキャラクターを使い、シール・包装紙などを作成して町のPRに利用できるように整備した。4体のキャラクターの中から自由に選んで使用してもらおうが、特に使い分けはしない。②要綱制定後、1名から米の袋に貼るシールを作成したいとのこと



で、使用承諾申請の様式を渡した。③着ぐるみの作成費用は1体150万から160万程度かかる。ゆるキャラブームの熱が冷めたこの時期に、投資する価値があるのか疑問があり、なかなか着手できない。しかし、イベントなどの際には、全身ではなく頭だけのものやキャラクターの縫いぐるみなど、PRに有効に使用することは検討する価値があると考えている。今後、安価でPRに有効な方法を検討していきたい。

小林議員 妹背牛町がふるさと応援寄附金で大変世話になっていてということ、正月や盆に返礼品の金額の実態、返礼品の内容、インターネットでの取り組み状況など、家庭内で団らんの話題になるよう、お知らせ等の配付を望む。そのお知らせが家庭内での団らんで、妹背牛町をこんなにも多くの人たちが応援してくれているのか、昨年は1億7,000万円も集まったのか、今年は1億8,000万円を超えるのではないかと、そんな話題が広がるような、そして息子や娘、あるいは友達に寄附しているなど、お知らせにより共鳴の輪が広がっていくのではないかと思う。家族が帰って来る時期に

行政として礼とPRを兼ねたお知らせ的なものを配付して、それがより一層効果の上がる啓蒙につながると思うが考えを伺いたい。



ふるさと妹背牛応援寄附金の拡大策として



小林 一晃 議員

企画振興課長 寄附のPRについては、今年度、9つの雑誌、新聞を通して行っている。質問のとおり、盆や正月に本町への帰省者に対するPRは、ふるさと納税で自分のふるさとを応援するという本来の趣旨から考えても重要である。帰省者に対するPRとして、チラシのほかどのような方法がよいのかを含めて検討したい。

企画振興課長 寄附のPRについては、今年度、9つの雑誌、新聞を通して行っている。質問のとおり、盆や正月に本町への帰省者に対するPRは、ふるさと納税で自分のふるさとを応援するという本来の趣旨から考えても重要である。帰省者に対するPRとして、チラシのほかどのような方法がよいのかを含めて検討したい。

パークゴルフ場に小型コンプレッサーを

小林議員 5月になれば例年どおり本町のパークゴルフ場が再開し、町内外の大勢のパークゴルフ愛好者でにぎわうことが想定される。パークゴルフ場では常にコース整備で芝刈り等が行われるが、露や小雨のときはプレーヤーの靴に芝刈り後の草が付着して、なかなか取れない状況である。これを除去するための小型のコンプレッサーの設置が必要であると考えるがいかがか。



愛好者で賑わうパークゴルフ場

企画振興課長 パークゴルフ場を管理する高齢者事業団や、パークゴルフ協会からは、コンプレッサー設置の要望はなく、改めて関係者から

定住促進賃貸住宅建設事業の展開は



石井 喜久男 議員

石井議員 定住促進賃貸住宅建設工事は残念ながら本年度中の実施にはならなかったが、検討し来年度は行いたいと聞いている。来年度は本事業を行うのか。本事業を行うのであれば、今まで検討した応募要領など今後の対策についての考えを伺う。

状況を確認した上で設置が必要か判断したい。近隣では、秩父別町、沼田町が既に設置済み、深川市、雨竜町は検討中ということで、これらの状況も踏まえ、設置の声が多ければ対応していきたい。

企画振興課長 来年度においては、建設地となる無償賃貸の町有地は今年と同じ場所にはなるが、1区画から2区画に用地面積を広げ、さらには民有地への建設も可能とするよう考えている。他の町有地も検討したが、駐車場スペースを確保できる場所がなかった。また、建設の棟数についても、1棟4戸建てを2棟募集し、募集の対象は町内の個人若しくは法人として、仮に2棟の応募がなかった場合には、すぐに要綱等を改正し、町外者も対象とする形で再募集を考えている。また、補助金額は、近隣の状況も把握した上で据え置きとし、2LDK1戸当たり300万円で考

えている。いずれにしても、本町の移住定住を促進するためには、その受け皿となる住宅を建設することがまず第一歩であり、確実に事業を展開していきたい。

今後の妹背牛温泉へへるは

石井議員 本年度は、温泉の人員体制、設備、経営状況等の問題で大変な苦労をしていると思うが、来年度に向けて、改善など運営についての考えを伺う。



へる露天風呂

企画振興課長 現在も求人を行っているが、応募がない状況である。数時間勤務のパート職員はいるが、業務を賄い切れるほどの十分な体制とはなっていない。本来は、売り上げアップのために営業等にも力を入れたいが、人手が足りず、できていないという状況である。この職員の求人に関しては、本町だけではなく

近隣の温泉でも応募がなく、同じような悩みを抱えているが、現在の体制でできることをやるしかないと考えている。今後は、職員との定期的な報告、意見交換の場を設け、職員それぞれが共通認識を持った中で同じ方向を向いて仕事ができるよう体制づくりに努め、客のニーズに応えるよう創意工夫をしていきたい。また、施設改修に関しては、令和5年1月にオープン30年を迎えるのを機に、リニューアルオープンをして集客率アップにつなげたいと考えている。それに向けて、来年度は施設改修に関する調査基本設計を行う予定で、どの程度の改修が必要なのか、財政協議も含め総合的に判断したい。

(他には観光振興についての質問がありました。)

町内会・行政区の再編は



鈴木 正彦 議員

鈴木議員 本町は、少子高齢化により人口減少が急速に進んでいる現状である。今後それを解消するのは難しいのではないか。そのような中、平成25年に妹背牛町の町内会及び行政区の再編について市街地区と農村地区に各委員会を設置し、それぞれの委員会を通して住民の意見、意向を参考に慎重に審議がなされ、その結果次の3点を柱として具申があった。1つ目には市街地区町内会の再編について、2つ目に行政区・農家地区の再編成について、3つ目に附帯意をつけ、これらを踏まえ具申したわけだが、第8次総合振興計画の中ではどのように検討されたのか。また、第9次総合振興計画にどのように取り込まれたのかを伺う。

企画振興課長 平成25年3月に妹背牛町行政区域再編成審議会から具申書の提出があり、それを受け第8次総合振興計画でも検討したが、自主的に協議が整った町内会の合併等については、協議調整が必要な場合に行政が介入するとしていた。この後、現在までの間、町政懇談会や区長副区長合同会議等でもこの状況を確認したが、市街地町内会の中では、そのような動きや要望は特になかった。また、行政区の再編成についても、農事組合の再編後、町政懇談会や区長会等において、一部将来的な合併の必要性について意見はあったが、現在のところ、将来的というところもあり町としてもその動きは特に行っていない。一方、第9次総合振興計画においては、地域活動が困難となり、ほかの地域との統合が必要となった場合には行政が介入し、相談や話し合いの場を設けるなどして、合併に向けた調整を図るといふ施策を載せている。

令和元年 第2回臨時会

第2回臨時会は、11月29日に招集され、議案4件が審議されました。

条例の改正

▽職員給与に関する条例の一部改正

人事院勧告を参照した中で月例給として俸給表を平均0.1%引き上げるとともに特別給の支給月額を年間0.05月分の引き上げ及び住居手当の支給算定基準額の引き上げ等に関し条例の一部を改正するもの。

▽町長等の給与等に関する条例の一部改正

町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給0.05%月分引上げに関し条例の一部を改正するもの。

▽議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議会議員の期末手当の支給に関し条例の一部を改正するもの。

補正予算

▽令和元年度一般会計補正予算(第4号)

主な補正は、
○道営経営体育成基盤整備事業負担金 339万2千円追加

○役場庁舎等非常用発電設備実施設計委託 682万円追加

等で歳入歳出それぞれ1,208万4千円を追加し、原案のとおり可決されました。

議会は公開が原則です

- ・定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開かれます。
 - ・臨時会は必要のつど開かれます。
- どうぞお気軽に議会を傍聴しましょう。